

平成 27 年 6 月 26 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告いたします。

記

第 58 号議案 古賀高等学校組合規約の変更について

この規約の変更は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、古賀高等学校組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第 290 条の規定により市議会での議決を求められたものである。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

- 1) 法改正に伴い、組合教育委員会の教育長及び委員の選任方法等を、新たに規定及び整理することで、改正後の法に沿った規約となること。
- 2) 組合教育委員会の人数及び構成市町からの選任割合は、改正前と変わらないこと。
- 3) 構成市町それぞれの議会の議決を経たのち、福岡県知事の許可を受けて規約が変更されること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。